

# 重度心身障害者等医療費助成制度

## ～70歳未満の受給者へのお知らせ～

平成27年1月診療分から、高額療養費制度の変更に伴い、入院など医療費が高額となる場合には、重度心身障害者等医療費助成金支給申請書に『同意書』を添付し、ご提出ください。

(市町村国民健康保険加入者及び県後期高齢者医療制度加入者を除く。)

### 保険診療による一部負担金の額が21,000円以上となる場合

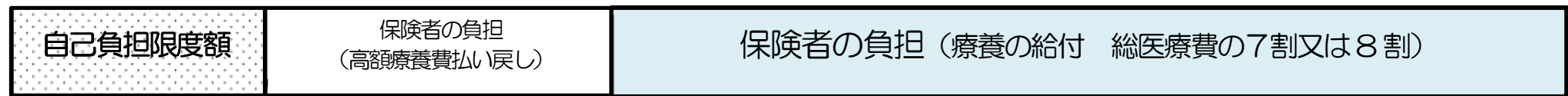
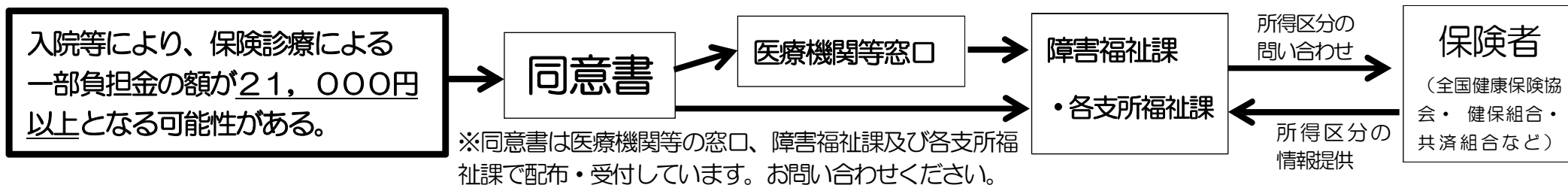
重度心身障害者等医療費助成制度において、助成金額は保険診療による一部負担金から高額療養費を差し引いた額となることから、被保険者の所得区分、高額療養費の自己負担限度額を確認する必要があります。

被保険者の所得区分を確認するため、情報提供に関する「同意書」の提出をお願いします。

「同意書」は医療機関等の窓口、障害福祉課及び各支所福祉課で配布・受付を行います。

(市町村国民健康保険加入者及び県後期高齢者医療制度加入者は提出する必要はありません。)

なお、「同意書」を提出されないと、助成金の支給を受けられない場合がありますので、ご注意ください。



重度心身障害者等医療費助成制度による助成金 → 被保険者の所得区分により、自己負担限度額が設定されていることから、鹿児島市障害福祉課から支給される助成額が変わります。

#### ★平成26年12月診療分まで

被保険者の所得区分
区分A (標準報酬月額53万円以上の方)
区分B (区分A及び区分C以外の方)
区分C (被保険者が住民税非課税者等)



#### ★平成27年1月診療分から

被保険者の所得区分
区分ア (標準報酬月額83万円以上の方)
区分イ (標準報酬月額53～79万円の方)
区分ウ (標準報酬月額28～50万円の方)
区分エ (標準報酬月額26万円以下の方)
区分オ (被保険者が住民税非課税者等)

【問い合わせ先】 鹿児島市障害福祉課障害福祉係 099-216-1273